6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Seiji Izoe, Director General in charge of East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency.
⑵　Classification of the services to be procured : 41, 42
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the 1 st Apartment building at Maruyamakitamachi
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 23 June 2025
⑸　Time-limit for the submission of proposals : 4 : 00 P.M. 28 August 2025
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : Engineering Works Division, Engineering Works Inspection Department, East Japan Rental Housing Office, Urban Renaissance Agency, 6―5―1, Nishishinjuku, Shinjuku-ku, Tokyo 163―1382 TEL 03―5323―2576

資　格

競争参加者の資格に関する公示

福島国際研究教育機構施設（R07）設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年６月２日

東北地方整備局長　西村　　拓

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04

1　業務概要
⑴　業務名　福島国際研究教育機構施設（R07）設計業務
⑵　業務内容　本業務は、福島県双葉郡浪江町（川添地区）において計画されている福島国際研究教育機構施設（固有実験施設）の新築についての基本設計及び実施設計業務である。
⑶　履行期限　履行期間は以下の期間を予定している。
契約締結日の翌日～令和９年12月17日

2　申請の時期　令和７年６月２日から令和７年６月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。なお、申請期限日の翌日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、東北地方整備局ホームページ（https://www.thr.mlit.go.jp）から入手するものとする。
⑵　申請書の提出方法及び提出場所　申請者は、申請書に福島国際研究教育機構施設（R07）設計業務設計共同体協定書（4⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、原則として電子メールにより提出すること。
提出場所　〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目３番１号仙台合同庁舎Ｂ棟　国土交通省東北地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話022―225―2171㈹　メールアドレス　thr-82shikakushinsa@mlit.go.jp
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和７・８年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
③　東北地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けていないこと。
④　令和６年10月１日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。
⑵　業務形態
①　構成員の分担業務が、業務の内容により、福島国際研究教育機構施設（R07）設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、福島国際研究教育機構施設（R07）設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、福島国際研究教育機構施設（R07）設計業務設計共同体協定書において明らかであること。
⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○設計共同体協定書」によるものであること。

5　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　4⑴②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も２及び３により申請をすることができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4⑴②の認定を受けていない構成員が4⑴②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4⑴②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4⑴②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6　資格審査結果の通知　「競争参加資格認定通知書」により通知する。

7　資格の有効期間　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「福島国際研究教育機構施設（R07）設計業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続きに参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を除く））」（令和７年６月２日付け、支出負担行為担当官　東北地方整備局長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

調　達　予　定

入札公告（公示）予定の公示

令和７年度当初において判明している80万ＳＤＲ以上の物品等又は特定役務の調達に係る入札公告（公示）の予定を次のとおり公示します。なお、本公示内容は予定であり、本公示に掲載されていない調達であっても、年度途中において80万ＳＤＲ以上となるものがあり得ます。

令和７年６月２日

[掲載順序]
①品目分類番号　②調達物品・サービス及び数量　③調達方法　④入札公告（公示）の予定時期　⑤担当部局
①Classification of the products or services to be procured　②Nature and quantity of the products or services to be procured　③Type of the procurement　④Expected date of the public notice of the tender　⑤Contact point for the notice